

尾三衛生組合特定事業主行動計画

令和 7 年 4 月 1 日

尾 三 衛 生 組 合

尾三衛生組合における特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条の規定に基づき、尾三衛生組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

（法の期限が令和 8 年 3 月 31 日までのため、今後期限が延長された場合は、本計画の期間も改定します。）

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課人事庶務係を担当課とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととする。

3 女性職員の活躍の推進に向けた本組合における課題

- (1) 女性職員がそもそも少なく、正規職員の新規採用についても平成 26 年度以降行っておらず、今後も行おう予定がない。
- (2) 管理職数（ポスト数）が少なく、また、女性職員の在職期間も短いため、女性職員を管理職に置くことは困難である。

4 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び取組内容

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定する。

(1) 年次有給休暇の取得

ア 数値目標

年次有給休暇の目標平均取得日数が12日（1月あたり1日以上）を下回らないようにする。

イ 取組内容

(ア) 課長等は、部下の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的な年次有給休暇の取得の促進に努める。

(イ) 月曜日または金曜日など週休日や国民の祝日を合わせた年次有給休暇の取得の推進を図る。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

ア 数値目標

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇について、取得率を100%とする。

イ 取組内容

(ア) 休暇に関する資料（人事管理事務の手引き）を職員が利用する掲示板に掲載し、制度の周知を徹底する。

(イ) 所属長及び担当課は個人のプライバシーに配慮しつつ、対象職員に対して育児等に伴う休暇の取得を積極的に勧奨する。

(3) 育児休業の取得

ア 数値目標

(ア) 男性職員の育児休業について、取得率を80%とする。（取得期間は2週間以上を目標とする。）

(イ) 女性職員の育児休業について、取得率を100%とする。

イ 取組内容

(ア) 育児休業等に関する資料を職員が利用する掲示板に掲載し、制度の周知を徹底する。

(イ) 育児休業の取得の申出があった場合、当該職員の所属している部署において業務分担の見直し等を行うことで、育児休業を取得しやすい雰囲気を醸成する。

(ウ) 担当課は育児休業を取得予定の職員に対して、個別に育児休業の取得手続や経済的な支援等についての情報提供を行う。